平成２２年（フ）第１０７５２号
埼玉県加須市花崎北１丁目26―９
破産者　宮地　勇貴
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７５５号
神奈川県川崎市高津区下作延５丁目10―25―707
破産者　藤原　健一
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７５６号
神奈川県川崎市高津区下作延５丁目10―25―707
破産者　藤原　成美
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７９３号
東京都葛飾区亀有１丁目13―１―406
破産者　桑原　　剛
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８５８号
東京都足立区竹の塚６丁目16―11―101、開始決定時の住所東京都足立区西保木間３丁目16―18―1404　ダイアパレス竹ノ塚Ⅱ
破産者　田中　秀明
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８７８号
東京都調布市柴崎２丁目１―７―411
破産者　山田こより
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１００３号
神奈川県川崎市多摩区宿河原２丁目10番７号メゾンオークラ弐番館303
破産者　株式会社ハイフロム
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１００４号
兵庫県川西市丸山台３丁目１―31
破産者　山口　　洋
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１０５４号
神奈川県横浜市泉区白百合１丁目15―34
破産者　高橋　　操
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１０７２号
東京都練馬区羽沢２丁目５―12―202
破産者　大西　貴也
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１０７４号
東京都練馬区田柄５丁目11番９号
破産者　有限会社前迫建創
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１０７５号
東京都練馬区田柄５丁目11―９
破産者　前迫　　巧
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１０９０号
東京都福生市加美平１丁目６番地８
破産者　日里設計有限会社
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１０９１号
東京都福生市加美平２丁目３―３―102
破産者　小俣　賢司
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２２４号
東京都江東区亀戸７丁目40番９号
破産者　有限会社パワーガレージ
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２７２号
東京都新宿区住吉町８番21号
破産者　有限会社インテリジェンスサポート
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２７３号
東京都新宿区富久町８―27―904
破産者　雪井　洋介
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２７８号
東京都江東区南砂５丁目14番６号
破産者　ネクスト株式会社
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３１５号
東京都世田谷区太子堂４丁目27番11号
破産者　株式会社サンウッド
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３２６号
埼玉県さいたま市南区文蔵４丁目19番17号
破産者　株式会社サイゼン
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３２７号
埼玉県さいたま市南区文蔵４丁目19―17
破産者　森田　直己
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３２９号
神奈川県小田原市鴨宮271番地の２
破産者　有限会社大隆商店
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部